

庁用車売却の入札について（公告）

庁用車売却について一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、別紙のとおり公告する。

令和 8年 4月 3日

昭島市長 白井伸介



(別紙)

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名 庁用車の売却

(2) 物件の表示

車名	ダイハツ
初年度登録年月	平成16年7月
型式	US-S200V
用途	貨物
車体の形状	バン
乗車定員	2人(4人)
排気量	0.65L
走行距離	82,079km(令和8年3月27日現在)
車検有効期限	令和8年7月27日

2 売却の方法

インターネット上にて紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公有財産売却システムを利用した一般競争入札による売却

3 予定価格(最低売却価格)

10,000円

4 参加資格

法人又は個人

5 欠格事項

以下の事項に該当する場合は、入札に参加できない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に該当する者、昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱(平成23年4月1日実施)の措置要件に該当する者又は同要綱により参加停止の措置を受け、その措置が解除されていない者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

- (4) (2)若しくは(3)に掲げる者から委託を受けた者、又は(2)若しくは(3)に掲げる者の関係団体
- (5) 日本語を完全に理解できない者
- (6) 日本国内に住民登録をしていない者又は日本国内で法人登記をしていない法人
- (7) 昭島市が定める昭島市インターネット公有財産売却ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (8) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (9) 未成年の者

6 入札の参加申込等に関する事項

(1) 入札参加申込期間

開始：令和8年4月3日（金）13時

終了：令和8年4月21日（火）14時

(2) 仮申込み

この入札に参加を希望する者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公有財産売却システムの画面上で参加仮申し込みなど一連の手続きを行うこと。

(3) 入札参加申込み（本申込み）

仮申込み手続きを完了した後、次の書類を郵送又は持参により提出すること。なお、証明書類は、発行日以後3か月以内の原本に限る。

ア 提出書類

(ア) 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書 1通

(イ) 住民票の写し又は商業登記簿謄本 1通

(ウ) 委任状（代理人による入札の場合） 1通

イ 提出期限

令和8年4月22日（水）17時まで

郵送で提出する場合は、締切日の消印有効とする。

7 売払い物件の下見に関する事項

売払い物件の下見を希望する者は、開庁日の8時30分から17時までの間

(正午から13時までを除く)に、問い合わせ先まで事前予約すること。なお、事前予約の締切りは令和8年4月10日(金)17時とする。

(1) 日時

令和8年4月13日(月)9時から16時(正午から13時までを除く)

令和8年4月14日(火)9時から16時(正午から13時までを除く)

(2) 場所

昭島市役所

所在地 東京都昭島市田中町1丁目17番1号

8 入札保証金に関する事項

この入札に参加を希望する者は、6の(2)に基づき仮申込みを行う際に、クレジットカードにより、入札保証金を納付しなければならない。

(1) 納付金額

1,000円(予定価格の100分の10の額)

(2) 入札保証金の引落とし及び返還

開札後、落札者のクレジットカードから入札保証金の引落としを行う。又、落札者以外の者に対しては、引落としを行わない。ただし、クレジットカードの種類によっては、引落時期の関係上、一旦入札保証金の引落としを行い、その後返還を行う場合がある。

(3) 入札保証金の没収

落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合又は落札者が公有財産売却に参加できない者であることが判明した場合は、売却の決定が取り消され、納付された入札保証金は原則返還しないものとする。

(4) 入札保証金の充当

落札者が納付した入札保証金は、売買契約締結時に契約保証金の全部に充当するものとする。

9 入札に関する事項

(1) 入札

この入札に参加を希望する者は、6の手續及び8の納付を行った後、次に掲げる方法により入札を行うこと。

ア 入札方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない。

また、入札者の都合による取消及び変更はできない。

イ 入札期間

令和8年5月12日（火）13時から

令和8年5月19日（火）13時まで

ウ 入札場所

紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上

(2) 入札の無効

本公告並びに昭島市公有財産売却ガイドラインに示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認において、虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

(3) 入札の中止

参加者がいなかった場合、本件の入札は中止する。

(4) 落札者の決定

ア 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格（最低売却価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。

イ 落札者となるべき者が2人以上いる場合、くじ（自動抽選）で落札者を決定するものとする。

(5) 入札結果の公表

落札者が決定した場合、その者のログインIDを落札者の氏名（法人の場合はその名称）と読み替え、落札金額とともに公有財産売却システム上にて知らせるものとする。

10 契約及び売払代金に関する事項

落札者は、落札者決定後に送信する昭島市からの電子メールによる売買契約締結に関する案内に従い、期限内に市が定める様式の売買契約書により、売買契約を締結すること。

(1) 契約締結期限

令和8年5月29日（金）16時

(2) 契約保証金

8の（4）により、入札保証金を契約保証金の全部に充当する。その際、契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書を提出するものとする。

(3) 売払代金の残金の額

落札金額から契約保証金を差し引いた額とする。

(4) 売払代金の残金の納付

落札者は、売払代金の残金を令和8年6月2日(火)14時30分までに、次のいずれかの方法により一括で納付すること。なお、納付の際に発生する手数料等は落札者の負担とする。

ア 市が発行する納付書による納付

イ 市が指定する口座への銀行振込による納付

11 所有権の移転及び売払い物件の引渡に関する事項

(1) 所有権の移転は売払代金の残金を完納したときとする。

(2) 移転登録等に伴う諸費用は全て落札者の負担とする。

(3) 引渡しにおいては、落札者は公有財産受領書及び運転免許証の写しを提出すること。なお、落札者が法人の場合は代表者のものを提出するものとする。ただし、落札者の代理人が引渡しを受ける場合には、代理権限を証する委任状(入札参加申込時に提出している委任状の代理人と同一人物の場合は除く)及び代理人の運転免許証の写しを併せて提出するものとする。又、引渡し時において発生する諸費用は全て落札者の負担とし、物件を運搬する手段については、落札者が手配することとする。

(4) 引渡しの日から30日以内に車体にある「昭島市」の文字(日焼け跡を含む)を全て抹消し、第三者が昭島市の車両と判断できないようにし、抹消後の写真を昭島市に提出すること。また、車両を使用しない場合は法令に基づき適切に処理し、破砕処理したことが分かる書類を提出すること。

12 特記事項

売払い物件は経年による劣化及び使用による傷等があるので、充分理解した上で入札すること。又、引き渡しは現状により行うものであり、種類、品質又は数量に関して本契約に適合しない状態があることを発見しても、落札者は債務の履行の追完、売買代金減額、契約の解除及び損害賠償を請求することができないものとする。

13 問い合わせ先

昭島市総務部総務課財産管理係

所在地 〒196-8511 東京都昭島市田中町一丁目17番1号

電 話 042-544-5111

メール zaisankanri@city.akishima.lg.jp